

京都市教育委員会教育長訓令甲第4号

事務局

教育機関

京都市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成20年6月27日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

別表図書館の項中「中央図書館,」の右に「右京中央図書館,」を加える。

附 則

この訓令は、平成20年6月30日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)